

# 健康福祉委員会資料

## (健康福祉局関係)

### 1 令和5年第1回定例会提出予定議案の説明

- (3) 議案第1号 川崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について

資料1 議案第1号 川崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について

資料2 新旧対照表

令和5年2月8日

健康福祉局

# 議案第 1 号 川崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例の 制定について

## 1 改正理由

「生田緑地ビジョン」（平成 23 年 3 月策定）の改定をはじめ、公園、緑地等の整備等に関する計画の推進に当たり、近年の社会経済状況の変化に対応して魅力ある公園緑地づくりを推進する観点から、広く専門的な視点を取り入れた検討を行うため、公園、緑地等の整備等に関する計画の策定その他公園、緑地等の整備等の推進のために必要な事項に関して調査審議する川崎市公園緑地等整備計画推進委員会を設置するとともに、制度の再構築等に伴い附属機関を廃止するもの

## 2 新たに設置する附属機関の概要

川崎市公園緑地等整備計画推進委員会

- (1) 所掌事務 公園、緑地等の整備等に関する計画の策定その他公園、緑地等の整備等の推進のために必要な事項に関して調査審議すること。
- (2) 組織 学識経験者 6 人以内の委員で構成
- (3) 委員の任期 2 年

## 3 廃止する附属機関

- (1) 制度の再構築に伴い廃止するもの  
川崎市福祉サービス第三者評価事業推進委員会
- (2) 所掌事務の目的が達成されたことに伴い廃止するもの  
川崎市等々力緑地再編整備計画推進委員会

## 4 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日

川崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後					改正前				
○川崎市附属機関設置条例 平成27年 3 月23日 条例第 1 号					○川崎市附属機関設置条例 平成27年 3 月23日 条例第 1 号				
別表第 1 (第 2 条～第 5 条関係) 市長の附属機関					別表第 1 (第 2 条～第 5 条関係) 市長の附属機関				
附属機関	所掌事務	委員 の定 数	委員の構成	委員 の任 期	附属機関	所掌事務	委員 の定 数	委員の構成	委員 の任 期
(略)					(略)				
川崎市健康福祉局民間活用事業者選定評価委員会	健康福祉局が所管する事務における民間事業者の活力を活用した手法の導入の適否並びに民間活用に係る民間事業者の選定及び評価に関して調査審議すること。	10人以内	学識経験者	2年	川崎市健康福祉局民間活用事業者選定評価委員会	健康福祉局が所管する事務における民間事業者の活力を活用した手法の導入の適否並びに民間活用に係る民間事業者の選定及び評価に関して調査審議すること。	10人以内	学識経験者	2年
<u>〈削除〉</u>					<u>川崎市福祉サービス第三者評価事業推進委員会</u>	<u>高齢者、障害者及び障害児並びに児童に対する福祉サービスの第三者による評価の手法、基準その他当該評価の推進のために必要な事項に関して調査審議すること。</u>	<u>5人以内</u>	<u>(1) 学識経験者</u> <u>(2) 関係団体の役職員</u>	<u>2年</u>
(略)					(略)				
川崎市建設緑政局民間活用事業者選定評価委	建設緑政局が所管する事務における民間事業者の活力を活用した手法の導入の適否並びに民間活用に係る民	10人以内	学識経験者	2年	川崎市建設緑政局民間活用事業者選定評価委	建設緑政局が所管する事務における民間事業者の活力を活用した手法の導入の適否並びに民間活用に係る民	10人以内	学識経験者	2年

改正後					改正前				
員会	間事業者の選定（川崎市都市公園条例（昭和32年川崎市条例第6号）第18条の5第1項に規定する川崎市公募対象公園施設設置等予定者選定委員会の所掌事務に属するものを除く。）及び評価に関して調査審議すること。				員会	間事業者の選定（川崎市都市公園条例（昭和32年川崎市条例第6号）第18条の5第1項に規定する川崎市公募対象公園施設設置等予定者選定委員会の所掌事務に属するものを除く。）及び評価に関して調査審議すること。			
川崎市公園緑地等個別計画推進委員会	公園、緑地等の整備等に関する計画の策定その他公園、緑地等の整備等の推進のために必要な事項に関して調査審議すること。	6人以内	学識経験者	2年	<新設>				
川崎市多摩川プラン推進会議	多摩川の利活用に係る施策を総合的に展開させる計画を推進するために必要な事項に関して調査審議すること。	10人以内	(1) 学識経験者 (2) 関係団体の役職員 (3) 関係行政機関の職員 (4) 市民	2年	川崎市多摩川プラン推進会議	多摩川の利活用に係る施策を総合的に展開させる計画を推進するために必要な事項に関して調査審議すること。	10人以内	(1) 学識経験者 (2) 関係団体の役職員 (3) 関係行政機関の職員 (4) 市民	2年
<削除>					川崎市等々力緑地再編整備計画推進委員会	等々力緑地の再編整備に関する計画の策定その他等々力緑地の再編整備の推進のために必要な事項に関して調査審議すること。	10人以内	(1) 学識経験者 (2) 関係団体の役職員 (3) 市民	2年
川崎市港湾局民間活用	港湾局が所管する事務における民間事業者の活力を活	10人以内	学識経験者	2年	川崎市港湾局民間活用	港湾局が所管する事務における民間事業者の活力を活	10人以内	学識経験者	2年

改正後					改正前				
事業者選定 評価委員会	用した手法の導入の適否並びに民間活用に係る民間事業者の選定及び評価に関して調査審議すること。				事業者選定 評価委員会	用した手法の導入の適否並びに民間活用に係る民間事業者の選定及び評価に関して調査審議すること。			
(略)					(略)				